

処分事業者としての電子マニフェスト運用状況について

大阪湾広域臨海環境整備センター

業務課 課長補佐 榎 克昌

◆企業プロフィール

当センターは、昭和56年6月に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること、埋立によりできた土地を活用して港湾の秩序ある整備をし地域の均衡ある発展に寄与することを目的に、昭和57年3月に設立しました。廃棄物の最終処分場を海面に確保し、廃棄物が土地となってよみがえることから、「大阪湾フェニックス計画」と呼んでいます。

◀センターHP▶<http://www.osakawan-center.or.jp/>

◆センター概要

名称：大阪湾広域臨海環境整備センター
根拠法律：広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）
設立：昭和57年3月1日
所在地：大阪市北区中之島二丁目2番2号大阪中之島ビル9階
出資団体：近畿2府4県168市町村及び4港湾管理者
廃棄物の種類：受入対象区域である2府4県168市町村から排出される一般廃棄物、産業廃棄物、陸上残土、浚渫土砂

1. センター組織の概要及び処分の流れ

当センターは、大阪市内に本社を置き、現場管理事務所として、兵庫建設事務所及び大阪建設事務所を設置し、適正な廃棄物の受入及び埋立処分を行っています。

兵庫建設事務所は、尼崎沖埋立処分場(H2.1供用開始)現在は廃棄物の埋立は終了。陸上残土・浚渫土砂を受入、神戸沖埋立処分場(H13.12供用開始)管理型処分場と、廃棄物が搬入される5つの搬入基地(津名、姫路、播磨、神戸、尼崎)を所管しています。

大阪建設事務所は、泉大津沖埋立処分場(H4.1供用開始)現在は安定型産業廃棄物・陸上残土・浚渫土砂を受入、大阪沖埋立処分場(H21.10供用開始)管理型処分場と、4つの搬入基地(大阪、堺、泉大津、和歌山)を所管しています。

各搬入基地には受入対象区域が定められており、排出場所により搬入する基地が決まっています。各基地に搬入された廃棄物を基地内で海上運搬船に積替えたのち、それぞれ所定の処分場へ運び埋立処分を行っています(泉大津沖埋立処分場及び尼崎沖埋立処分場は、陸域化しているため直投処分しています)。

2. 電子マニフェストの導入経緯

平成10年12月、すべての産業廃棄物へのマニフェ

スト制度の義務化、電子マニフェストの制度化に伴い、紙マニフェスト・電子マニフェストの両方での運用を開始しました。

電子マニフェストについては、JWNETより、導入に向けたテスト運用事業者に指定され、電子マニフェストシステム試行説明会に参加し、平成10年9月よりC/S版を利用したテスト運用から始めました。現在、電子マニフェストの処分報告は、平成22年5月に導入されたWEB版を利用し、処分報告を行っています。

【JWNET 加入時期】

- 尼崎沖埋立処分場……平成10年12月加入(産廃の埋立終了に伴い、現在は脱退)
- 泉大津沖埋立処分場……平成10年12月加入
- 神戸沖埋立処分場……平成13年12月加入
- 大阪沖埋立処分場……平成21年9月加入

3. マニフェストの運用

マニフェスト全般の処理は、建設事務所(電子)または各基地(紙・電子)で1～2名の職員が行っており、本社は、電子マニフェストシステムの管理、利用申込窓口、処分報告内容のチェック、JWNETからの情報取得などを行っています。

電子マニフェストについては、各搬入基地で廃棄物受入時に運搬者である運転手より「受渡確認票」を受取、

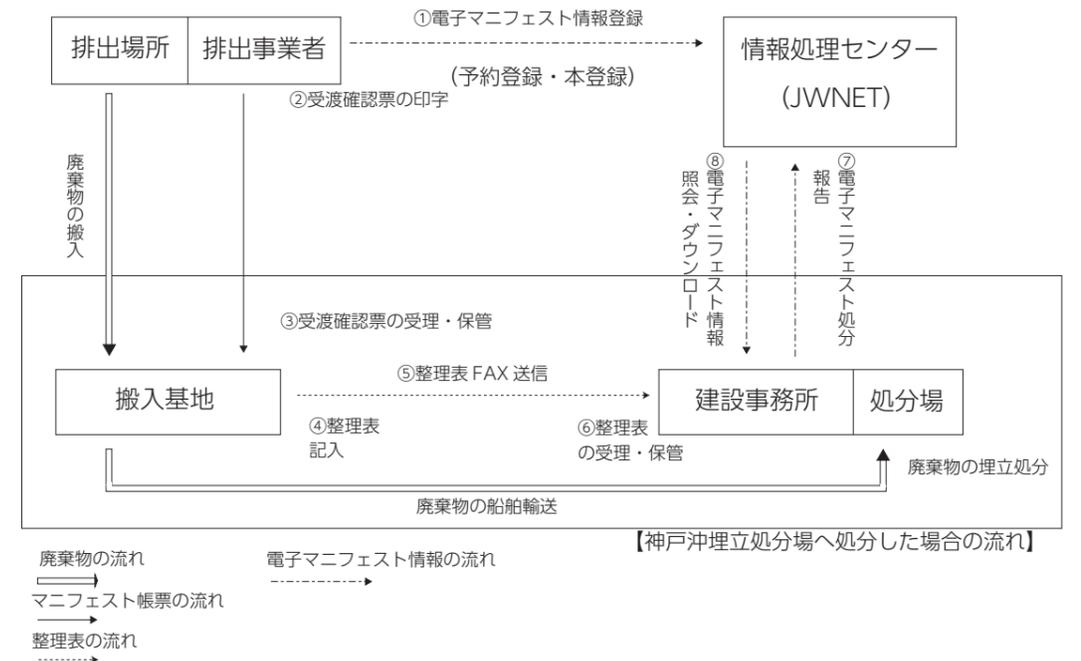


図1 電子マニフェストにおける大阪湾センターでの運用

受入しています。受入後は、「受渡確認票」を基に、各基地または各基地を総括している建設事務所より処分の報告を行うようにしています。

4. 導入後の電子マニフェスト利用申込状況

当センターは、廃棄物埋立処分委託契約を締結した排出事業者から電子マニフェストを利用した搬入希望があった場合に、利用申込書の提出を依頼し、加入者番号と公開確認番号を提供しています。

電子マニフェスト導入当時の利用者数は、平成18年度までで8社の利用しかなく、紙マニフェストが大部分を占めていました。

平成18年1月に策定された政府の「IT新改革戦略」の中で、電子マニフェスト普及目標(平成22年度普及率50%)に向けて普及促進活動の取り組みが始まり、当センターも平成20年度に普及促進キャンペーンに協力し、ポスター貼付、各現場事務所窓口での案内文書掲示などの普及活動を行いました。この活動などにより、平成19年度以降は、電子マニフェスト利用者数が徐々に増えていき、平成26年度末では、排出事業者で119社、また、収集運搬業者で76社の利用者数となっています。

埋立処分場名	加入者番号	公開確認番号
泉大津沖埋立処分場		
神戸沖埋立処分場		
大阪沖埋立処分場		

※以下の内容を記入のうえ、ファックスで送信して下さい。
 大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課
 FAX番号 (06)6204-1728

契約コード	契約名称	TEL FAX	届出部署 届出名称	廃棄物名	搬入 基地	原本保存 届出番号	操作 届出 TEL	運用開始 予定時期	収集運搬業者名 (委託の場合)	備考
		TEL FAX								
		TEL FAX								
		TEL FAX								
		TEL FAX								
		TEL FAX								
		TEL FAX								
		TEL FAX								
		TEL FAX								

図2 電子マニフェスト利用申込用紙

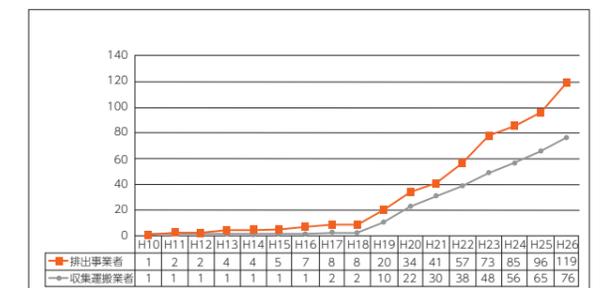


図3 電子マニフェスト利用者累計

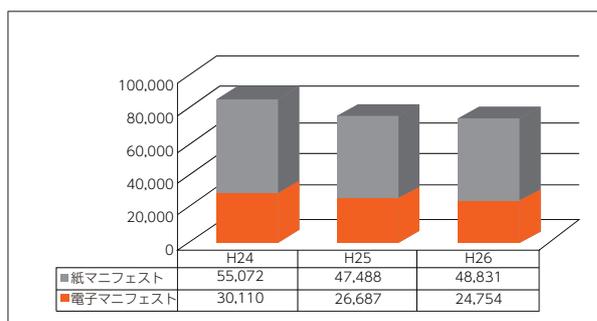


図4 年度別マニフェスト処理件数

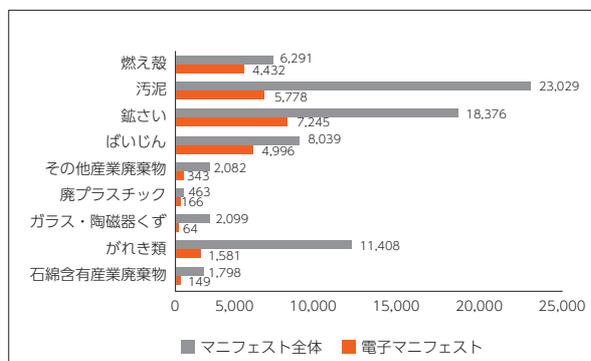


図5 廃棄物別電子マニフェスト処理件数(平成25年度)

5. 紙マニフェスト・電子マニフェストの処理件数

紙マニフェスト・電子マニフェストの処理件数では、マニフェスト導入後の平成19年度から徐々に利用者が増加したことにより、年々電子マニフェストの処理件数も増加してきました。ここ3年間の実績は平成24年度が約35%、平成25年度が約36%、平成26年度が約34%となっています。なお、マニフェスト全体の廃棄物別件数は、平成26年度実績で、鉱さい、汚泥、がれき類で全体の約6割強を占めています。

6. 電子マニフェスト活用メリット及び加入者増加への期待

紙マニフェストは、マニフェスト処分終了印の押印、排出事業者・収集運搬業者へ返送するC2票及びD、E票の仕分け・発送作業、保管整理など多量な事務が発生し、また、保管場所の確保、マニフェストの郵送に係る経費なども必要です。一方、電子マニフェストは、JWNETへアクセスし処分報告に必要な項目を入力することで処分報告が完了するため非常に簡素化されており、また、マニフェスト情報などはデータ管理されるため、保管場所の確保問題の解消、マニフェスト紛失事故の防止、郵送に係る経費の削減など、多くのメリットがあります。

このように非常にメリットの多い電子マニフェスト

ですが、活用するには「排出事業者」「収集運搬業者」「処分事業者」の3者が利用しないと機能しません。当センターの電子マニフェスト処理件数はマニフェスト全体のうち3割強まで増加してきましたが、利用者は毎年、大口の排出事業者や大手企業が大半で、少量申込の排出事業者などの利用が少ないのが現状です。少量の廃棄物処分に対して、電子マニフェスト導入に係るネットワーク整備及び機器などに要する初期投資費、JWNETの利用料金などのランニング経費、システム操作等の社内教育の実施などを比較し導入を見送っている少量排出事業者が多いと思われます。

少量排出事業者の加入促進活動は、平成25年10月に環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」の中で掲げられていますが、「平成28年度普及率50%以上」の目標に向けた普及活動に、当センターは今後も協力し、より多くの排出事業者、収集運搬業者が加入されることを期待します。